要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組み

1.体制整備の状況

平成 13 年 10 月より「債務者区分ランクアップ活動」として要注意先(含む要管理先)の正常化に向けた取組みを開始し、現在は審査部内ランクアップチーム(6名)と営業店の連携のもと活動を行っております。

2 . 経営改善・事業再生支援取組先の選定方法

原則、与信残高 100 百万円以上の要注意先(含む要管理先)をランクアップ対象 先として抽出しております。

- 3. 取組み内容
- (1) コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、 経費削減、資産売却、業務再構築等の助言を行っております。
- (2)中小企業再生支援協議会等と連携し、再生計画の策定支援を行っております。
- 4. 平成 17 年度上半期におけるランクアップの実績別紙 2 をご参照下さい。
- 5.経営改善支援にかかる個別事例 別紙3をご参照下さい。

以上